

(4) 会計は、支え合いの会の会計事務を処理する。

(5) 監事は、支え合いの会の会計を監査し、会に報告する。

(任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 支え合いの会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の同意をもって決する。

4 支え合いの会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の参加を求めることが出来、様々な意見を集約し有意義な会議とする。

(支え合いの会の庶務)

第8条 支え合いの会の庶務は、会事務局において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員は、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(経費)

第10条 支え合いの会の経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第11条 支え合いの会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表

サポート団体（会議に参加し助言を行い、会の円滑な活動・運営を支援する）

1 岡山市保健所 健康づくり課 中区保健センター

2 岡山市保健福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課

3 岡山市 操南公民館 市民活動支援 地域担当

4 岡山市社会福祉協議会 中区事務所

5 岡山市ふれあい公社 岡山市中区地域包括支援センター

6 岡山市ふれあい公社 岡山市ふれあい介護予防センター